

広報家畜衛生

平成29年11月24日 発行
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225
家畜保健衛生所ホームページURL
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannoka/ta/sangvo/chikusangvo/2014022000090/>

韓国のおひる飼養農場で 高病原性鳥インフルエンザ(H5N6) が発生！！

2017年11月17日、韓国のおひる飼養農場1戸（全羅北道、飼養羽数約1万2千羽）で高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の発生が確認されました。また、全羅南道において11月13日に採取された野鳥糞便からも、同じくH5N6亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されています。

加えて、韓国では、9月以降、野鳥糞便からも低病原性鳥インフルエンザウイルスが多数分離されています。

高病原性鳥インフルエンザが発生した当該農場は、渡り鳥の飛来地から250メートルの距離にあり、畜舎のビニールが破れ屋上で多数の野鳥の糞が確認されたことから、感染源は野鳥による可能性が高いとされています。

本病の発生防止に万全を期すため、以下の事項の確実な実施について、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 異常家きんの早期発見、早期通報にご留意ください。
鶏の日常の健康観察を徹底し、死亡率の急増等、鳥インフルエンザを疑う状況があれば、**直ちに通報**してください。
2. 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止をお願いします。
3. 農場出入り口・周辺での消毒を徹底してください。

4. 農場に出入りする人・車両の記録をお願いします。
5. 当所からの広報など鳥インフルエンザ関係情報の収集に努めてください。
6. 韓国、中国など発生国への不要不急の旅行は自粛をお願いします。

過去の日本国内での発生事例は、いずれも同時期に韓国でも発生しており、まず韓国で発生した後、日本で発生する傾向がみられます。

これは、両国の地理的關係や渡り鳥の飛来ルートが関係するものと考えられています。

日本と韓国の高病原性鳥インフルエンザ発生時期

発生事例	初発時期	
	日本	韓国
H16(2004) 山口、大分、京都	2004. 1. 12	2003. 12. 10
H19(2007) 宮崎、岡山	2007. 1. 11	2006. 11. 22
H22~H23(2010~2011) 島根、宮崎等9県	2010. 11. 29	2010. 12. 29
H26~H27(2014~2015) 宮崎、山口等4県	2014. 12. 16	2014. 9. 24
H28~H29(2016~2017) 青森、新潟等9道県	2016. 11. 28	2016. 11. 16

関係者全員が一致協力し、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に努めましょう！

<連絡先>

徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 088-422-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。